

(表)

12cm

<p style="text-align: center;">立入検査員証</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>官 職 氏 名 (年 月 日生)</p> <p>上記の者は外国為替及び外国貿易法第68条の規定による立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣 印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-right: 10px;">印</div> <div style="text-align: center;"> <p>写</p> <p>真</p> </div> </div>
--	--

9cm

(裏)

外国為替及び外国貿易法 (抄)

(立入検査)

第68条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員をして、この法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等を行った者又はその関係者の営業所、事務所、工場その他の施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

略

十一 第68条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二 第68条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者